

加工貿易の基本について

上海産業情報センター

横江 隆弘

「加工貿易」という言葉は、中国関連の業務をされている方は、よく耳にされていると思います。今更と思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、中国が「世界の工場」と呼ばれていた理由は、中国の生産企業が世界中の会社から保税扱いで原材料を有償、無償で輸入して、中国国内で加工して、製品を再び海外に輸出するというこの「加工貿易」が、中国全体の貿易額の半数を占めていたことによるものです。ここで今一度「加工貿易」の基礎的な部分を確認してみようと思います。

1 加工貿易の種類

加工貿易は、中国の会社（生産企業）と外国の会社（委託企業）が原料の輸入と製品の輸出をセットにした貿易取引契約を結んで実施します。したがって中国の会社は対外貿易権のある企業でなければなりません。対外貿易権のない中国の会社は貿易商社などを経由して加工貿易を行うこととなります。

① 来料加工方式

外国企業が中国企業に原材料を無償で提供し、完成後の製品は全て委託した外国企業が引き取り、中国企業は加工賃のみを受け取る貿易取引のことです。

（特徴）

- 外国企業がすべてまたは一部の原材料（中国企業が国内調達をすることも可能となっています。）を提供するため、中国企業は外貨で輸入原材料を購入する必要がありません。
- 中国から外国に輸出する製品については、すべて外国企業が引き取ることになりますので、製品の品質において、外国企業は自らが生産過程や製品の品質検査に注意を配る必要があります。
- 生産された製品の所有権は、外国企業にあります。
- 中国から外国に輸出する製品について、中国企業は販売責任を負わず、外国企業が自ら販売することになります。
- 中国企業は、契約で規定する加工賃を受け取るのみで、経済的リスクを負うことはありませんが、一方外国企業は、製品の品質リスク及び原材料を無償で渡してしまうことになるため、中国企業の持ち逃げ等のリスクまで考える必要があります。
- 中国企業が、一部の原材料を国内調達した場合は、その調達した原

材料に関わる増値税の還付がありませんので、加工賃にコストとして算入されなければなりません。

- つまり、この方式を取るメリットは、資金力のない企業でも契約の当事者になることができるのですが、中国企業が自社の完全子会社でない場合は、いろいろなリスク存在することになります。

② 進料加工方式

中国企業が、外国企業から原材料を自ら有償で保税輸入して、出来上がった製品は中国企業が原材料を購入した外国企業のみならず、他のこの企業（中国国内販売を含む。ただし、30%までに限る。）にでも輸出する貿易取引のことになります。

（特徴）

- 原材料及び生産された製品の所有権は、中国企業にあります。
- 原材料の調達及び製品の販売ともに、中国企業の完全な自主経営になります。原材料を輸入する資金負担と製品の品質責任を中国企業が全面的に負うことになります。
- 外国企業は、来料加工と異なり、全量を引き取る責任がありませんので、外国企業の品質基準に合う製品だけを選択することができます。
- 中国企業は、かなり高い資金力と品質管理能力が求められますが、同時に加工賃を上回る大きな利益を享受することも可能です。
- 中国企業は、輸出をする際には中国国内で調達した原材料の増値税の還付申請を行うことができます。

2 加工貿易を行うには

加工貿易は、基本的には、外国からほとんどの原材料を輸入して、生産された製品を外国に輸出する形で行われますが、これらの原材料輸入、製品の生産及び製品の輸出を免税（関税及び増値税の支払免除）で行うためには、その企業が保税加工貿易の資格を取得しなければなりません。その資格の取得は次の手順で行います。

来料加工の場合（進料加工もほぼ同じです。）

①外国企業との加工貿易契約の締結

< 商務主管部門に対して >

②「加工貿易企業経営状況及び生産能力証明」の申請及び同証明の取得

この証明を発行してもらいたい意図は、中国企業の「三無」を回避することにあります。「三無」とは、工場がない、ワーカーがない、加工設備がないという冗談のような話しですが、これら当たり前のことを確認していきます。

この申請の条件は、

- 登録地の独立法人資格を有し、営業許可証を持つ外資会社（外資は理論的に可能ですが、実際には難しいようです。）及び加工生産能力を有する外商投資企業または内資自営輸出入生産企業であること。

○加工貿易が国家が許可または奨励する商品経営範囲に入っていること。

○輸入原材料を利用した加工製品が再輸出されること。
のようになっています。

③ 「加工貿易業務批准証」を取得

<税務局に対して>

④ 加工貿易契約の備案の事前登録（届出）

本件は、届出になっているが、重要な審査が実施されることになりま
す。ここを通過しないと、次の段階の税関から「加工貿易手冊」が受
けられません。

ここでの審査の重点項目

○輸入原材料の届出総量が合理的で、性質・用途等が正確であるかとい
う点。その申告価格が正常であるかという点。

○輸入原材料の届出総量が企業の生産能力を超過していないかという
点。

○加工製品の商品コード、品名、計量単位が条件に合っているかとい
う点。数量が合理的であるかという点。

○加工貿易契約の輸出入のバランスが適切であるかという点。原材料
の輸入総額と製品の輸出総額の比率が合理的であるかという点。

<税関に対して>

⑤ 加工貿易契約の登録後、「加工貿易手冊」を取得

⑥ 「加工貿易手冊」に原材料を登記

⑦ 加工製品を輸出し、「加工貿易手冊」を核鎖

税関で、受領した「加工貿易手冊」に取り扱う保税の輸入原材料を
記入確認してもらい、製品を加工生産した後、製品を輸出し終わっ
たら、税関で再度消し込みをしてもらうこととなります。

<中国銀行に対して>

⑧ 保証金台帳の開設

⑨ 「加工貿易手冊」を核鎖後に、保証金台帳を核鎖

加工貿易で扱われるモノは免税扱いをしていますが、実際には課税す
べきものであった場合に、関税等を確実に徴収するために、あらかじめ
納付させておく制度です。

企業にとっては、この保証金の額がキャッシュフローに影響しますの
で、この保証金の額は、取り扱う商品分類のほか、企業の所在地、及
び企業の格付けにより異なってきます。

<外貨管理局に対して>

⑩ 輸出外貨回収核鎖

上述しましたように、加工貿易は行われます。実際には、単純な一つずつの加工貿易契約だけで成立しているわけではなく、加工貿易企業が保税輸入した原材料を加工した半製品を別の加工貿易企業に転送して、さらに加工した後に再輸出するなどの複雑な経済活動が行われています。それらは、来料加工から来料加工へという場合もありますし、進料加工から進料加工へという場合もありますし、来料加工から進料加工へという場合もあり、またその逆もあります。それらか二重・三重になり登場する企業が数社に上る場合もあるようです。

来料加工と進料加工のどちらがよいかということは、各々の企業の活動によって異なってきます。

上海産業情報センターでは今後も機会をみつけて、これらの状況を注視していきたいと考えております。